

尼崎市公告第95号

建築物等の除去について

次の建築物又はこれに付属する工作物（以下「建築物等」という。）の所有者又は管理者は、平成28年10月31日までに除却してください。

なお、当該建築物等は、上記の期限までに除却されない場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項の規定により、市長又はその命じられた者若しくは委任した者が除却します。

平成28年9月1日

尼崎市長 稲 村 和 美



1 建築物等の敷地の所在

尼崎市金楽寺町2丁目702番1

2 建築物の家屋番号等

家屋番号 702番7

種類 居宅

構造 木造スレート葺平家建

床面積 26.44平方メートル